

宮崎市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の概要

■制度の概要

がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険な既存不適格住宅*を除却し、又は安全な場所に新たに住宅を建設、購入及び改修する市民に対して、国と地方公共団体が、その費用の一部を補助する制度です。

「既存不適格住宅*」とは

建築時には適法に建てられた住宅であって、その後、法令の改正等により現行法に適合しない部分が生じた住宅のことをいいます。

■対象となる住宅

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき宮崎県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地崩壊対策工事等が施工又は予定されている場合を除く。）」や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき宮崎県知事が指定した「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」などの区域内に区域指定前に建てられ、指定以後に増築等がされていない住宅が対象となります。

■補助金

・除却等費

危険住宅の除却等に要する費用 1戸あたり補助限度額 97万5千円

・建物助成費

危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合、借入金の利子相当額（年利率8.5%を限度）とし、1戸あたり補助限度額731万8千円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円）を限度とします。

■補助金の申請

補助金申請の前年に事前相談・事前審査が必要となり、補助の条件等によっては事業の対象外となることもあります。また、補助金の交付決定後に工事着手となりますので、事前相談から工事着手まで2年以上を要する場合があります。